

岩手県消費生活審議会傍聴要領

[平成11年1月18日 岩手県消費者保護対策審議会決定]

[平成17年4月1日改正]

[平成23年10月3日改正]

1 傍聴できる会議

会議は、原則として傍聴できます。ただし、紛争解決部会の紛争のあっせん若しくは調停又は紛争解決のための知事への助言を行う会議は、個人のプライバシーの保護等のため、傍聴はできません。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。
- (3) 傍聴の定員は、概ね20人とします。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、議長が注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

4 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、議長の許可を受けた場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。